

実施日令和 年 月 日

対象事業所事業種別事業所名

夜間対応型訪問介護

指導員氏名 :
:
:

この指摘事項票は夜間対応型訪問介護事業所が遵守すべき主な項目を記載したものです。
指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。
また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1 個別サービスの質に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(１) 内容及び手続の説明及び同意（第９条準用）			
	① 利用者又はその家族への説明を行っているか		
	② 利用申込者の同意を得ているか		
	③ 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	〔その他指導項目等〕		
(２) 心身の状況等の把握（第１４条準用）			
	① サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(3) 居宅介護支援事業者等との連携（第15条準用）			
	① サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（第17条準用）			
	① 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) サービス提供の記録（第20条準用）			
	① 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか		
	② サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記載されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(6) 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針（第51条）			
	① 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか		
	② 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか		
	③ 身体拘束等を行った場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	理由を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(7) 夜間対応型訪問介護計画の作成(第52条)			
	① 利用者の日常生活全般の状況、希望を踏まえて夜間対応型訪問介護計画が立てられているか		
	② 定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な各サービスの内容等を記載しているか		
	③ 利用者又はその家族への説明を行い、利用者の同意を得ているか、交付は行われているか		
	④ 夜間対応型訪問介護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか		
	〔その他指導項目等〕		

2 個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 従業者の員数 (第47条)			
	① 従業者の員数は適切であるか		
	② 必要な資格を有しているか		
	〔その他指導項目等〕		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
(2) 管理者（第48条）			
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、 兼務体制は適切か		
	〔その他指導項目等〕		
(3) 受給資格等の確認（第12条準用）			
	① 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有 効期限を確認しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) 利用料等の受領（第21条準用）			
	① 利用者からの費用徴収は適切に行われているか		
	② 領収書を発行しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) 緊急時等の対応（第53条）			
	①緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連 絡しているか		
	〔その他指導項目等〕		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
(6) 運営規程 (第55条)			
	① 運営における以下の重要事項について定めているか 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の 用の額 5. 通常の事業の実施地域 6. 緊急時等における対応方法 7. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他運営に関する重要事項		
	〔その他指導項目等〕		
(7) 勤務体制の確保 (第56条)			
	① サービス提供は事業所の従業者によって行われているか		
	② 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	③ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか		
	〔その他指導項目等〕		
(8) 業務継続計画の策定等 (第32条の2準用)			
	① 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	必要な措置を講じているか。		
	② 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか		
	③ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(9) 衛生管理等 (第 3 3 条準用)			
	① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催 (おおむね 6 か月に 1 回以上)、その結果の周知をしているか		
	② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備をしているか		
	③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施をしているか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 0) 掲示 (第 3 4 条準用)			
	①運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に備え付けているか		★の項目については、令和 7 年 3 月 3 1 日までに法人の HP 等又は介護サービス情報公表システムに掲示してください。
	②★ 重要事項についてウェブサイトで公開しているか※介護職員等処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得している場合は、職場環境等の改善に係る取組項目を含む		
	〔その他指導項目等〕		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
(11) 秘密保持等(第35条準用)			
	① 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか		
	② 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(12) 広告(第36条準用)			
	① 広告は虚偽又は誇大となっていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(13) 苦情処理(第38条準用)			
	① 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか		
	② 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(14) 事故発生時の対応(第40条準用)			
	① 区市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか		
	② 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	③損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 5) 虐待の防止 (第 4 0 条の 2 準用)			
	① 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知しているか		
	② 虐待の防止のための指針を整備しているか		
	③ 虐待の防止のための研修を定期実施しているか		
	④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	〔その他指導項目等〕		

3 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 報酬請求			

4 事業所の設備等について

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 設備等			
	① 設備等が適切であるか		
	〔その他指導項目等〕		